

教育行政執行方針

平成23年、第1回登別市議会定例会に当たり教育委員会所管の行政執行に関する基本方針を申し上げます。

現在、わが国では、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展など、社会が急速に変化を遂げる中、低迷する雇用・経済情勢も加わり、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきております。

このような中、教育の分野においては、『学力や学習意欲』、『体力や運動能力』の低下、『規範意識の欠如による問題行動』の増加など、さまざまな課題が指摘されており、これらの課題に適切に対応していくことが求められております。

教育は、『人格の完成を目指し、心身ともに健康な人間の育成と同時に、社会の形成者として必要な資質を備えた人間を育成する』という使命を担うものであり、このことは、いかに時代が変わろうとも普遍的なものであります。

教育委員会といたしましては、『人材の育成は豊かな未来をつくり上げ

るための礎である』との認識に立ち、関係部局や関係団体との連携を図りながら、

『社会の変化に対応していく力の育成』や

『市民一人ひとりの学びの環境づくり』など、
教育行政の着実な推進

を図ってまいります。

以下、平成23年度の重点項目について申し上げます。

学校教育

はじめに、学校教育についてありますが、これからの学校においては、子どもたちが将来に夢と希望を持ち、たくましく生き抜いていく基盤となる『調和のとれた人間性』を育むことが必要であります。

教育委員会としては、平成21年3月に策定した『学校教育基本計画』に基づき、学校、家庭、地域の連携

のもと、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、信頼される学校づくりを推進してまいります。

新学習指導要領への対応については、移行期間の取り組み状況を踏まえ、指導内容の変更や授業時数の増加などの改訂事項が的確に実行されるよう各学校の取り組みを支援してまいります。

